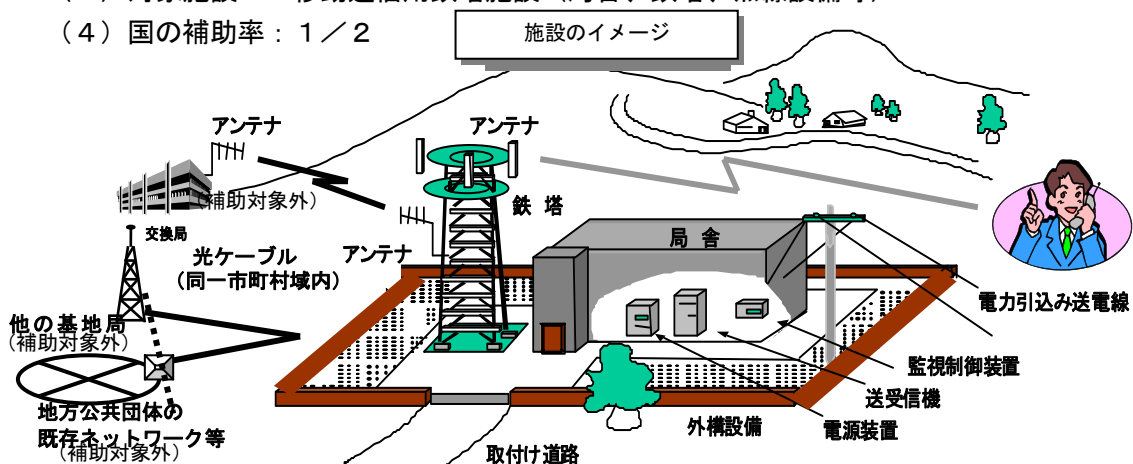


(別紙 3)

移動通信用鉄塔施設整備事業

携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地等において、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国がその設置経費の一部を補助。

- (1) 事業主体 : 市町村
- (2) 対象地域 : 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯
- (3) 対象施設 : 移動通信用鉄塔施設 (局舎、鉄塔、無線設備等)
- (4) 国の補助率 : 1 / 2



無線システム普及支援事業

携帯電話事業者等が携帯電話等の無線システムによるサービスを提供しようとする場合に、当該システムに必要な有線伝送路を整備し、これを低廉な価格で当該携帯電話事業者等に貸与する公益法人に対して、国がその整備費用の一部を補助する。

- (1) 事業主体 : 公益法人
- (2) 対象地域 : 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯
- (3) 補助対象 : 伝送路費用

※中継回線事業者 (NTT 地域会社等) の設備の 10 年間分の使用料

伝送路費用の支払いを行う公益法人と国が 1 / 2 ずつ負担。なお、世帯数が 100 未満の場合国庫補助率は 2 / 3。

